

# 山村活性化支援交付金

【平成31年度予算概算決定額 784（780）百万円】

## <対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

## <政策目標>

農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔平成37年度〕）

## <事業の内容>

### 1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援します。

- 交付率：定額（1地区あたり上限1,000万円）
- 事業実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村  
※山村振興計画が策定されていること

### 2. 商談会開催事業

バイヤーとの商談会を開催し、販路開拓を支援します。  
商談会会場での売り込みに加え、WEB上での商談機能を強化。  
※下線部は拡充内容

- 交付率：定額
- 事業実施主体：民間企業等
- 実施期間：1年

## <事業の流れ>

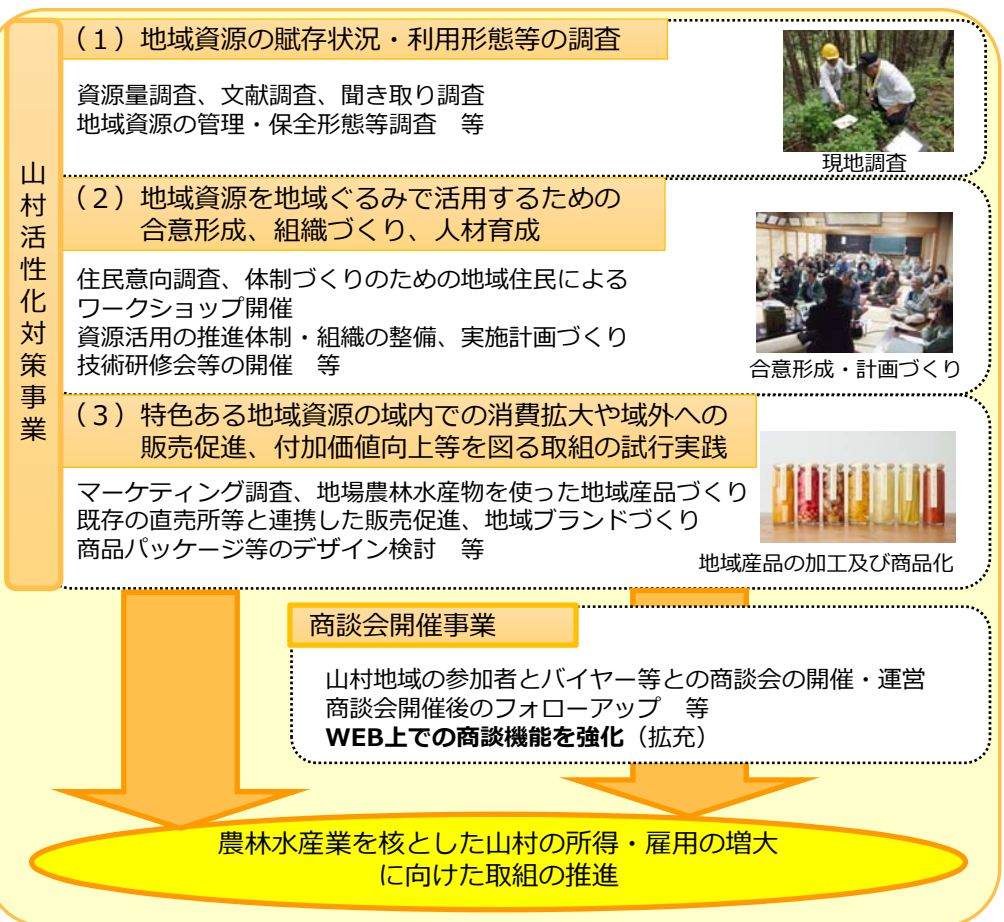
- 1の事業を実施する場合



- 2の事業を実施する場合



## <事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）